

目 次

1. 平成23年度第56回定時総会報告	1
2. まずは動きましょう！	会長 鎌田 隆光 5
3. 祝 辞	宮崎地方法務局長 藤田 進 6
4. 平成23年度第68回連合会定時総会出張報告書	副会長 谷口 和隆 8
5. 平成23年度九州ブロック協議会総会に参加して	副会長 成田 親実 9
6. 理事会抄	10
7. 相談センターレポート	運営委員 宮本 昇 12
8. 県会レクリエーション報告	15
9. 新入会員紹介	日向支部 杉山 宏樹 16
	都城支部 本村 正博 16
	小林支部 小堀正太郎 16
	宮崎支部 野中 威志 17
	宮崎支部 甲田 俊一 17
10. 会務報告	18
11. 土地家屋調査士用PR看板について	19
12. 会員の動き	20
13. 編集後記	21

平成23年度 第56回定時総会報告

1. 日時・場所

平成23年 5月27日(金)

10時00分～17時20分

ニューウェルシティ宮崎

2. 会員現在数 194名

3. 出席会員数及び議決権数

実際出席数 126名

委任出席数 28名

書面決議数(全員賛成) 19名

合計 173名

議決権数 173個

4. 来 賓

宮崎地方法務局長 藤田 進 氏

同 総務課長 野津 満 氏

同 首席登記官 渡邊 康博 氏

同 庶務係長 前田 隆 氏

民主党衆議院議員 川村秀三郎氏代理

木下 親幸 氏

自民党衆議院議員 江藤拓氏代理

壺岐 良文 氏

民主党参議院議員 外山斎氏代理

田代 一八 氏

自民党参議院議員 松下新平氏代理

竹之内和敏 氏

宮崎県司法書士会

会長 川越 和秀 氏

南九州税理士会宮崎県連合会

副会長 津山 忠雄 氏

日本土地家屋調査士会連合会

理事 児玉 勝平 氏

宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 土屋 洋二 氏

宮崎県土地家屋調査士政治連盟

会長 湯地 達也 氏

5. 表 彰

(福岡法務局長)

池崎陽夫会員 定 和孝会員

酒井 弘会員

(宮崎地方法務局長)

蓑原照光会員 齊藤義幸会員

安田 稔会員 落丸正博会員

宮本 昇会員 武藤幸二会員

(日本土地家屋調査士会連合会会長)

蓑原照光会員

(宮崎県土地家屋調査士会会長)

魚矢隆文会員 松崎靖尚会員

石川博康会員 岩元正昭会員

中嶋 宏会員



6. 議事経過及び結果

(1) 議長・副議長選出

司会者が総会に諮ったところ執行部一任との声がかかり、次のとおり指名した。

議 長 酒井 弘会員

副議長 那須義明会員

両名とも承諾し、議長より挨拶があった。

(2) 議 事

第1号議案 平成22年度会務報告並びに事業経過報告

蓑原照光会長が昨年の事業計画について経過を述べ、総会資料に沿って松崎靖尚総務部長、

佐藤守三業務部長、後藤泰孝広報部長、嶋田賀久財務部長、崎村亮太研修部長、徳田公生社会事業部長がそれぞれ説明した。

第2号議案 各種委員会報告

綱紀委員会茶木久敏委員長が、3年間開催がなかったことを報告し慎重、適切な業務処理を求めた。

境界鑑定委員会谷口和隆委員長が会議等の活動はなかったが、地域の慣習を発刊できたことを報告した。

苦情相談委員会児玉勝平委員長が22年度はゼロであったことを報告した。

境界問題相談センターみやざき富田美利センター長がセンターの活動について報告し、現在4件の調停が進行中で、和解の可能性があることを報告した。

第3号議案 平成22年度収支決算報告（特別会計を含む）の承認について

嶋田賀久財務部長が総会資料に沿って説明した。続いて監査報告を武藤幸二監事が行った。

議長は第1号議案、第2号議案、第3号議案及び監査報告について質疑を受けた。

竹下盈紘会員：議案書に関して、表彰順は登録番号順で、氏名の記載ミスは注意を。会長表彰時は来賓を背にしないように。以上要望。

質問1 p7総務部7-5)の非調査士実態調査実施要領の内容について説明を。

質問2 登記無料相談は昨年総会で実施しないことになったのではないかな？

松崎靖尚総務部長：質問1は土地家屋調査士法施行規則39条の2の関連で、法務局と実態調査実施の方法について協議する。

後藤泰孝広報部長：議案書記載の22年度の実施は総会前である。23年度にも実施したのは、連絡指示の間違いである。

竹下盈紘会員：質問3 公共嘱託登記土地家屋調査士協会（公嘱）との関係について議論があったのか？

白土和明会員：質問1 非調査士実態調査は調査士会にとってプラスなのかどうか不明。

質問2 連合会は会員に対し入札資格を取ることを勧めているが、応札時に公嘱と対峙することになり自身公嘱の社員としては、微妙な問題である。執行部の考えを聞きたい。

児玉勝平副会長：質問1について守秘義務について課題など難しい問題もあり、慎重に対応したい。

谷口和隆副会長：竹下盈紘会員の質問3、白土和明会員の質問2について具体的な検討はしていない。公嘱には適切な助言をしていきたい。

ここで議長は質疑を打ち切り、本議案の賛否を諮ったところ出席会員の過半数の賛成を得た。よって議長は「第1号議案、第2号議案、第3号議案、及び監査報告は原案のとおり議決された」とした。



次に議長は第4号議案、第5号議案を一括上程し執行部に説明をもとめた。

第4号議案 平成23年度事業計画（案）について

第5号議案 平成23年度収支予算（特別会計を含む）（案）について

第4号議案について蓑原会長は資料に沿って説明した。また各部長が各部の事業計（案）を説明した。

第5号議案については嶋田賀久財務部長が資料に沿って説明した。

議案書35ページの平成23年度特別会計予算支出の部事業費の「調査報告書印刷費」は「証紙印刷費」に修正する。別途配布資料「入会金及び会費に関する規則」1枚を議案書38ページの後に挿入する。この資料は平成23年度収支予算（特別会計を含む）（案）のうち支部交付金の変更（1,500円／人・月→1,700円／人・月）に関するものであるとの説明がなされた。

議長は第4号議案、第5号議案について質疑を受けた。

城脇一男会員：法務局の登記所にいくと、衝立があって疎外感を覚える。衝立は無いほうがよい。

蓑原照光会長：同感。

竹嶋弘康会員：広報部への要望、相談センターのリーフレットを配布してほしい。業務部への要望として入札資格制度の研修会をお願いする。

土屋洋二会員：質問1 公嘱の払っている家賃を雑収入にする理由は？

質問2 93条の報告書は調査士が申請したら現地調査を省略できるので今年度より実地調査実施率を50%から80%に上げるとなったが、執行部は法務局と協議をしているのか？

嶋田賀久財務部長：質問1について、公嘱は県会宮崎支部と異なり下部組織ではないので、誤解のないように変更した。

児玉勝平副会長：質問2について、93条とは関係なく、法務局の方針で実地調査をするようになった。

蓑原照光会長：「質問はなかったが東日本大震災に関する義援金について説明し、了承を得たい」との要望があり、目標金額、使途について、説明をおこなった。

ここで議長は質疑を打ち切り、本議案の賛否を諮ったところ出席会員の過半数の賛成を得たので議長は「第4号議案、第5号議案は原案とおり議決された」とした。

次に議長は第6号議案を上程し執行部に説明をもとめた。

第6号議案 役員改選について

松崎靖尚総務部長：会長1名、副会長3名、理事11名、監事2名、予備監事1名、綱紀委員5名、予備綱紀委員1名の選任をお願いする。

議長：選挙管理委員会に選挙管理事務を一任する旨宣する。



栗山俊治選挙管理委員長：選挙管理事務を行う。選挙管理委員会は平成23年3月23日に会長より委嘱をうけ、互選によって委員長栗山俊治、副委員長宮本昇が選任された。4月15日に会長1名、副会長3名、監事2名、予備監事1名の選挙告示を行った。5月6日に締め切り、下記のとおり候補者の告示を行った旨の報告を行った。会長（鎌田隆光会員）、副会長（成田親実会員、谷口和隆会員、児玉勝平会員）、監事（北山高之会員、松元光春会員）、予備監事（松崎靖尚会員）。

選挙規則29条により、選任する役職の定数と候補者数が同数なので、総会の承認を得て候補者全員を当選とする旨議場に諮り拍手にて賛同を得た。

宮本昇選挙管理副委員長：理事、綱紀委員、予備綱紀委員の選任については、選挙規則33条の

選任の特例により、各支部にて選定された理事候補者を総会に報告し承認を得て当選者とする旨説明した。

ところが、会長指名の理事候補者については当選させる規定が無いので各支部から選定された理事と同様に総会に報告し承認を得るという選任方法に拠っても良いか議場に諮ったところ異議なく承認された。

ここで、下記のとおりすべての候補者を報告し、議場の承認を得たうえで、当選者を次のとおり決定した。

(理事)

後藤泰孝会員、佐藤守三会員、殿所大幸会員、河野敏展会員、崎村亮太会員、鬼塚一郎会員、魚矢隆文会員、初田謙信会員、高木幹彦会員、永野博会員、宜野座俊彦会員

(綱紀委員)

福嶋良一会員、石野伸裕会員、岩元正昭会員、小林明代会員、甲斐勉会員

(予備綱紀委員)

竹下盈紘会員

以上のとおり、宮本昇選挙管理副委員長はすべての役職の当選者が決定し、選挙管理事務が終了した旨を宣し、選挙管理委員会は解散した。

最後に、議長が議案の告知を行い、第 6 号議案は承認可決された。

次に議長は第 7 号議案を上程し執行部に説明をもとめた。

第 7 号議案 役員選任並びに選挙規則の改正について

松崎靖尚総務部長が資料に沿って説明、提案した。また別途配布資料「別紙 1 役員選任並びに選挙規則現行／改正（案）」1 枚を議案書42ページと差し替えると説明した。

理事員数の改定については都城支部の会員数が30名を切ったので、1 名にしたいとの要望があった。

ここで議長は質疑を打ち切り、本議案の賛否を諮ったところ出席議員の過半数の賛成を得、第 7 号議案は執行部提案の通り議決された。以上議事は終了した。

7. 議長、副議長降壇

議長、副議長は退任の挨拶をして降壇した。



まずは動きましょう！

宮崎県土地家屋調査士会

会長 鎌田 隆光

会長に就任してアッと云う間に2ヶ月が過ぎました。まだ人前での挨拶は只でさえ高い声が裏返るほど緊張の毎日ですが、その間に九州ブロック会長会、連合会総会、九州ブロック総会等々色々な会合に参加しました。

会合を通じて特筆すべきは九州8県の内7会が、全国50会中では29会の会長が代わったことです。併せて、連合会のトップも3期6年続いた松岡体制から竹内八十二（東京会）新体制に代わり、役員の世代交代が行われました。

昨年、宮崎は口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火とトリプルパンチを浴び、行事面や業務面でも少なからずの影響があり、全国で一番不幸な県民を自負していました。

ところが、東日本大震災に見舞われた皆さんの状況はその比ではありませんでした。

連合会総会では震災に見舞われた諸会からお礼の言葉等を頂くとともに、その惨状の報告がありました。宮城会の鈴木会長は心労の故か網膜剥離になり、連合会総会も欠席されました。

宮崎会でも連合会を通じて支援物資を送ったり、皆さんの寄付金をやりくりして義援金を送ったりと総額200万円で支援に努めて来たところですが、会費の納入さえ儘ならぬ状態を聞けば「東北から調査士の灯を消さない！」という意気込みで今後も支援を継続できるよう新たな方策を検討するとともに、日向灘プレートを抱えた宮崎の地に住む調査士だからこそ、震災地に実際に足を運びその状況を間近に知ることは、今後の大いなる経験、準備になると考えますので是非実現したいと思います。

さて、土地家屋調査士制度を取り巻く環境に目を移すと「調査士制度制定60周年」を迎えた節目の本年でしたが、宮崎県の特殊事情だけでなく、経済状況を反映した全国的な不動産不況、少子高齢化による不動産需要の減少により、私達の基盤業務である表示に関する登記は右肩下

がりのまま推移し、明るい兆しが全く見えない状況が続いています。

そのような中で3年目を迎えた民間型ADRの「境界問題相談センターみやざき」は境界紛争で悩む県民に新たな手法での解決を目指して活動してきましたが、本年2件の調停がまとまる等着実な実績を残しています。又、法務局の筆界特定制度においても制度運営の中心となる筆界調査委員の大多数は調査士であり、筆界特定の手法、技術は一般業務でも確実に浸透し、生かされています。併せて、本年度で4期目を迎える法第14条地図作成作業は公嘱協会宮崎支所が主体となって宮崎市大字本郷北方地区で酷暑の中で準備作業が進められています。

このように私達土地家屋調査士は色々な事業に取り組む中で、技術、技能も着実に新化、いえ深化しています。テレビが白黒からカラーに変わり、薄型になり、3Dへと変わりつつあるように、私達調査士も登記申請だけでなく筆界特定、ADR、地図作りのそれぞれの技術がもっと生かせるように、まずは表示登記制度、調査士制度の中で誰が顧客で、顧客の求めるものは何なのかを考え、行動し、新たな調査士業務の顧客を創造出来るか否かで、私達の真価が問われているのかも知れません。

我々調査士が担う権限と責任は益々大きく、重大になっていますが、権限と責任は表裏一体のものです。資格者としての品位を保持し、倫理観を涵養、研修・研鑽に努めることが今まで以上に求められています。会員の皆さん、呼び方は今までどおり「鎌チャン」でも構いませんので、一緒に調査士としてまずは襟を正して、前を向いて動きましょう！

最後になりましたが、宮崎会の児玉勝平副会長が連合会の業務部長になりました。最前線で頑張ってくれますので、叱咤激励を宜しく願います。



祝

辞

宮崎地方法務局
局長 藤田 進

本日、ここに第56回宮崎県土地家屋調査士会定時総会が、盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

宮崎県土地家屋調査士会及び会員の皆様方におかれましては、日頃から、登記行政の適正かつ円滑な運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、本席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

ところで、本年3月11日に発生しました東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。被災され現在も困難な状況にある方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々に対して心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、土地家屋調査士制度は、昨年、制度創設から60周年を迎えられたところですが、このことは、土地家屋調査士の皆様方が、不動産登記制度を通じて、土地・建物の現況を正しく公示し、取引の安全を図るという崇高な理念とたゆまぬ御努力によりまして、国民各層からの高い評価と信頼を勝ち得られた結果であります。

また先ほど、多年にわたり土地家屋調査士として業務に精励され、制度の充実発展のため、御尽力、貢献された方々が受賞されましたが、受賞された皆様方には、心から敬意とお祝いを申し上げますとともに、今後とも一層の御活躍を祈念申し上げます次第でございます。

さて、本日は、せっかくの機会でありますので、登記行政を取り巻く情勢について少し御紹介させていただきたいと存じます。

一つは、東日本大震災による被災地等への支援等についてであります。

今回の震災は国民の日常生活や企業の経済活動に計り知れない影響を及ぼすこととなりましたが、宮城県土地家屋調査士会における被災者を対象とした相談等、各県会が被災地の支援に積極的に取り組まれているとうかがっております。

す。このことに対しましても深く敬意を表す次第です。

法務局といたしましても、早急に被災法務局の業務環境の正常化を図るとともに、被災地域の復興支援のため、仙台法務局や盛岡地方法務局において、登記、戸籍等に関する特設相談所の開設等を行っており、今後とも、全国の法務局が連携・協力して取り組んでいくこととしております。

次に、登記のオンライン申請の推進についてであります。

こんにちの高度情報化社会にあっては、「国民の立場に立った電子政府の実現」が国の重要な課題であり、平成20年9月に、政府は、新たなオンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」を策定し、登記手続においては、オンライン利用率を平成25年度末までに71%以上にするという目標を掲げているところです。

このような中、当局のオンライン申請の動向は、平成21年度は、不動産23.1%（全国7位）、商業・法人23.1%（全国4位）となっており、平成22年度は、不動産32.1%（全国11位）、商業・法人27.7%（全国6位）と順調に上昇しており、全国的には高水準の申請率となっておりますが、政府の目標である平成25年度末までに71%以上とするには、いまだ低調な状況にあります。

民事局は、本年2月14日、今後予定される更なる申請件数の増加に対応するために、新登記・供託オンライン申請システムの運用を開始しました。この新システムは、拡張性や安定性に優れており、これを運用することにより利用者の利便性の向上を目指しているところです。

このようにオンライン申請の推進は、法務省における極めて重要な施策の一つであり、当局としましても、その普及に鋭意努力していく所

存でございますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

また、地図情報システムにつきましては、平成22年11月29日、高鍋出張所が稼働し、管内全登記所において同システムが稼働しております。

なお、昨年度中には、全国全ての登記所において地図情報システムが導入され、順次、オンラインによる地図の証明書の請求も可能となっています。

次に、筆界特定制度についてであります。

平成18年1月20日にスタートした筆界特定制度は、国民に安価な費用負担で、迅速かつ公正に筆界を特定するサービスを提供し、地域筆界をめぐる紛争を解決する制度として、広く地域住民の方々に利用されております。

当局におきましては、制度発足以来、これまでに70申請99事件の申請があり、65申請92事件の処理を完了しています。これも、多数の土地家屋調査士の皆様方に、筆界調査委員として御協力をいただいたお陰であり、深く感謝申し上げます。

一方、宮崎県土地家屋調査士会におかれましては、「裁判外紛争解決手続の促進に関する法律」、いわゆるADR法の基本理念に基づき、平成21年9月に「境界問題相談センターみやざき」が設立されました。

この土地家屋調査士会が行うADRは、筆界の確認により争点の整理を図るとともに、所有権の及ぶ範囲についての紛争が内在しているときには併せてその解決を図るものであり、境界の専門家である土地家屋調査士と紛争解決の専門家である弁護士で構成される調停委員が中立の立場でアドバイスするなどして、当事者間で筆界に関する紛争を自主的に、また、円満に解決するものと認識しています。

今後とも、「境界問題相談センターみやざき」と宮崎地方法務局とが連携し、国民の期待に応えられる境界に関する裁判外紛争解決手続の円滑かつ適正な運用が図られるよう期待しております。

次に、不動産登記法第14条地図作成についてであります。

法第14条地図作成につきましては、平成22年度に、宮崎市本郷南方の一部地区0.34平方キロメートルを実施したところ、筆界確定率100%

と全ての筆界を確定するという大きな成果を得ることができました。

また、本年度は、宮崎市本郷南方一部地区ほかの対象地区0.30平方キロメートルを実施することとしております。本事業は、その一部を宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託しており、この事業を通じて、土地家屋調査士の社会的貢献への期待と信頼が一段と高まることになるものと考えておりますので、同協会の社員であります土地家屋調査士の皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、登記簿等の公開に関する事務の包括的民間委託についてであります。

行政の減量・効率化という国の方針の下、登記事務のうち、登記簿等の公開に関する事務を、民間競争入札により民間に業務委託しています。

当局においては、平成20年度は登記部門、平成21年度は日南支局及び小林出張所において、同民間委託を順次実施してきましたが、本年4月1日から、当局の全ての登記所へ拡大して実施しています。

当局としましては、利用者の皆様の利便性を図り、円滑な実施に努めてまいりますが、法務局をよく知り、またよく利用される土地家屋調査士の皆様方の目線でお気付きの点がございましたら、是非御意見等をいただければと、お願い申し上げます。

最後になりましたが、規制緩和、自由競争の流れの中で、土地家屋調査士制度をめぐる状況には、一段と厳しいものがあると同っております。

皆様方におかれましては、国民の信頼にこたえ、土地家屋調査士本来の責務と制度の目的について、認識を更に深めていただき、適正な業務処理を通じて、その社会的使命を十分に果たされますことを御期待申し上げます。

終わりに、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げます、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

平成23年度 第68回連合会定時総会 出張報告書

平成23年 7 月 6 日

副会長 谷口 和隆

「第68回連合会定時総会」に出席しましたので報告します。

日時 平成23年 6 月21日(火)、22日(水)

場所 東京ドームホテル

セレモニーの後、被災された現地の会により東日本大震災の現状報告、活動報告がされた後、議事に入った。

1. 松岡会長 会務報告

東日本大震災の対応報告がほとんどであった。他には93条報告書の改訂をして添付書類の提示省略を進めようとしていること。eラーニングの導入を進めていることなど。

以上は「報告」であり、「議案」ではない。

2. 議案

第1号議案 イ 平成22年度一般会計収入支出決算報告承認の件

ロ 平成22年度特別会計収入支出決算報告承認の件

は執行部提案のとおり可決された。

第2号議案 役員選任の件

選挙による投票の結果次のように選任された。

会 長 東京会 竹内八十二

副会長 岐阜会 林 千年

愛媛会 岡田潤一郎

埼玉会 関根 一三

奈良会 志野 忠司

第3号議案 7月31日を「土地家屋調査士の日」に制定することが可決された。

第4号議案 平成23年度事業計画案

第5号議案 イ 平成23年度一般会計収入支出予算案の件

ロ 平成23年度特別会計収入支出予算案の件

は執行部提案のとおり可決された。

活動報告、活動計画ともに東日本大震災対応が主であり、昨年度宮崎県の口蹄疫問題で大きな支援を頂いた会としては出来るだけの支援を送りたいと思う。

その他質疑で気になった点は次のとおりです。

1. 日調連認証局の運営は費用のかかる現在の運営体制をやめ、社労士会、司法書士会と合同で認証局を作ること考えている。
2. 公嘱協会の公益法人への移行について総務省に認定申請をすれば「希望はある」と超党派の議員連盟は回答している。
3. テレビ会議の活用を図りたい。
4. 「表示に関する登記における実地調査に関する指針」が出され、93条報告書を添付しても法務局が実地調査をすることが多くなっている。これは調査報告書の趣旨と逆行しているとの質問が出され、執行部からは、この指針は実地調査の要否の判断に主眼がおかれており、従前と変わらないとの回答であった。
5. 官公署の入札価格については最低入札価格の導入を図る。

平成23年度 九州ブロック協議会総会に参加して（報告書）

副会長 成 田 親 実

平成23年7月8、9の2日間にわたり当番会である熊本会の進行により熊本市全日空ニュースカイホテルで開催された。宮崎会からは鎌田会長、谷口副会長と私の3名で出席し、連合会理事として児玉副会長が連合会の志野副会長と共に参加し、報告がなされた。

各会3～5名の参加であるが、当番会は準備・進行のため17名の県会役員の出席により大きくサポートされ、充実した総会となった。尚、総会に先立ち九B会長会が開催され、次年度当番会である長崎会による総会、業務担当者会同、ゴルフ大会の日程・概要の検討がなされ、平成24年7月28～30日（2泊3日）にて決定された旨の報告があった。

九Bブロック定時総会は8日午後2時からセレモニーが行われ、当番会高田熊本会会長の歓迎挨拶によって開会された。引き続き来賓である熊本地方法務局長、熊本県土木部政策審議監（知事代理）、熊本市都市建設局次長（市長代理）、連合会志野副会長の挨拶が行われた。ここで要旨を紹介してみると、

法務局

オンラインの利用促進（平成25年末までに71%目標）、筆界特定の今までの申請件数が1347件。今後は筆界特定と調査士会のADRとの連携を図る取り組みが必要である。

熊本県

新幹線開通に対して在来線の高架化の取り組み、豪雨災害から人民をまもる取り組み、大規模災害時の調査士会との防災協定書の締結。

熊本市

政令都市になるのを踏まえて新たな都市戦略構想企画、歴史・文化・城下町の特徴を活かし「日本一住み易い、暮らし易い街づくり」を目指すことが目標。開発と歴史文化の融合を掲げ、調査士の街づくりへの寄与は如何ばかりか？

連合会

連合会の新役員分掌体制が決定したことの説明と、宮崎会の児玉理事が業務部長に専任されたこと、土地家屋調査士法改正案への取り組み、更に93条調査報告書に関して今後の実のある改定作業等を担当するに当たっての抱負説明がなされた。

様々な説明に聞き入っていると、瞬く間に時間が経過していった。その日は懇親会も開催され、他会の役員の皆さんと話が出来、そこそこで抱える問題点（沖縄県の地図事情等占領下での国調等の不実施）に話が弾んだ。

翌9日9時30分から開会式及び代議員の自己紹介が始まり、当番会高田熊本会会長が議長となり、第1号議案（平成22年度決算報告）から第7号議案（その他 九B規約第9条但し書きの削除 九Bの定時総会は連合会総会開催日の14日前までに終わらなければならない。日程上無理が生じるため）までを上程・審議が行われた。各会から活発な意見が出され、東日本大震災への義援金の送付先は、単位会のみでなく、地域にも貢献してはどうか？ 会長会の開催回数の工夫等質問から提言まで真剣な協議がなされた。最後に時期当番会は時計回りに長崎会であり、九B会長に沖縄会の宮城朝光会長、副会長に福岡会の草加裕一会長、熊本会の高田会長が選任された。併せて今季1年は沖縄会が事務局を行うことが決定した。

理 事 会 抄

第 5 回理事会議事録

1. 日 時 平成23年 2 月24日(木)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 蓑原会長、谷口、鎌田、児玉
各副会長、嶋田、松崎、徳田、後
藤、佐藤、井上、道久、高木、成
田、崎村各理事
4. 議 題
 - 1) 全国会長会・九B会長会報告
 - 2) 表彰対象者の選定について
 - 3) 22年度事業報告と予算執行についての総括
 - 4) 23年度事業計画と予算案についての協議
 - 5) 司法書士法及び土地家屋調査士法に違反する事実についての実態調査実施の件
 - 6) 公嘱協会との協議について
 - 7) 選挙管理委員会委員選任の件
 - 8) 会長・副会長・理事選任の件
 - 9) みなし退会規定（会則第84条）の取扱い

第 6 回理事会議事録

1. 日 時 平成23年 3 月23日(水)
14時00分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 蓑原会長、谷口、鎌田、児玉各副
会長、嶋田、松崎、徳田、後藤、
佐藤、井上、道久、高木、成田、
崎村各理事、成田、井上、高木各
理事は14：20より参加。
4. 議 題
 - 1) 23年度事業計画と予算案についての協議
 - 2) 各部の23年度事業計画報告
 - 3) 東北太平洋沖地震の義援金について
 - 4) 表彰対象者の選定について
 - 5) 選挙管理委員会委員選任の件報告

- 6) 選挙規則一部改正についての協議
- 7) 役員定員の改定 についての協議
- 8) 委員会の再編成についての協議
- 9) 共済の件（報告）
- 10) 会長・副会長・理事選任の件
- 11) みなし退会規定（会則第84条）の取扱い

第 1 回理事会議事録

1. 日 時 平成23年 4 月26日(火)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 蓑原会長、谷口、鎌田、児玉各副
会長、嶋田、松崎、徳田、佐藤、
井上、道久、高木、成田、崎村各
理事
4. 議 題
 - 1) 23年度第56回定時総会議案書についての協議
 - 2) 来賓への招待状について
 - 3) 会長・副会長・理事選任の件
 - 4) 総会までの日程と検討事項

第 2 回理事会議事録

1. 日 時 平成23年 6 月 9 日(木)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田会長、谷口、児玉各副会長、
後藤、佐藤、殿所、河野、崎村、
鬼塚、魚矢、永野、初田、高木、
宜野座各理事、前役員（蓑原、嶋
田、松崎、徳田各会員）
4. 議 題
 - 1) 総会の反省外
 - 2) 各部職務分掌の決定
 - 3) 各部引継ぎ
 - 4) 次回理事会日程外

第1回常任理事会議事録

1. 日 時 平成23年 4 月 5 日(火)
13時30分から17時23分
2. 場 所 調査士会館 3階会議室
3. 出席者 蓑原会長、谷口、鎌田、崎村、後藤、嶋田、徳田、松崎、佐藤各常任理事
4. 議 題
 - 1) 23年度事業計画と予算案についての協議
 - 2) 各部の23年度事業計画報告
 - 3) 東北太平洋沖地震の義援金について
 - 4) 総会資料の作成について
 - 5) 総会までのスケジュール確認
 - 6) 会長・副会長・理事選任の件

第2回常任理事会議事録

1. 日 時 平成23年 5 月24日(火)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 蓑原会長、谷口、鎌田、児玉各副会長、崎村、後藤、嶋田、徳田、松崎、佐藤各常任理事、井上、高木各理事
4. 議 題
 - 1) 総会のリハーサルについて
 - 2) 新役員による次回理事会日程について

第3回常任理事会議事録

1. 日 時 平成23年 6 月15日(水)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田会長、成田、谷口、児玉各副会長、後藤、佐藤、殿所、崎村、鬼塚、魚矢、宜野座各理事、政治連盟 湯地会長、城脇幹事長、若杉副幹事長
4. 議 題

- 1) 法務局長ほか表敬訪問について
- 2) 九B会長会報告
- 3) 平成23年度業務計画具体案の作成について
- 4) 政治連盟との協議について

第4回常任理事会議事録

1. 日 時 平成23年 7 月15日(金)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田会長、成田、谷口、児玉各副会長、後藤、佐藤、殿所、崎村、鬼塚、魚矢、宜野各理事
4. 議 題
 - 1) 九B総会報告について
 - 2) 県、市への表敬訪問について
 - 3) 法務局との協議会について
 - 4) 第1回研修会の開催について
 - 5) 県会会報発行について経過報告

相談センターレポート

第1回
(全4回)

運営委員 宮 本 昇

“境界問題相談センターみやざき”が設立して、早くも2年近くが経とうとしています。現在、当センターの運営も順調に軌道に乗っており、関与員の方々の努力と事務局の協力によりスムーズに行われております。

当センターの業務は、電話受付から始まり、事前面談・相談手続を経て、調停手続を実施するという流れになっております。最終手続の調停手続、これはいわゆる和解の仲介をして相談当事者の『境界』に関する問題（悩み）を解決するということを究極の目的としています。

調査土法第3条第7号の団体である当センターでは、条文規定からいえば『筆界』という言葉を表に出して取り扱うべきなのですが、敢えて『境界』という言葉を選んで使っているのは、当センターを訪れるほとんどの相談者が所有権の範囲に関する悩みを抱えて門を叩くという実情からであります。

設立当初に比べ、事前面談の件数は減ってきてはいますが、今年に入り4件の“調停”を実施することができました。そして、そのうちの2件が成立となって和解契約締結にまで漕ぎ着けることができました。その成立した2件のうち、私が調停員として関わった調停事件の経緯の一部始終を紹介したいと思います。

この事件は、宮崎県内の某市町村の不動産に関する境界（紛争）問題に関するもので、多くの相談事件がそうであるように、この事件もご他聞にもれず“地籍図の境界線と現況構造物との相違”に関するものでした。

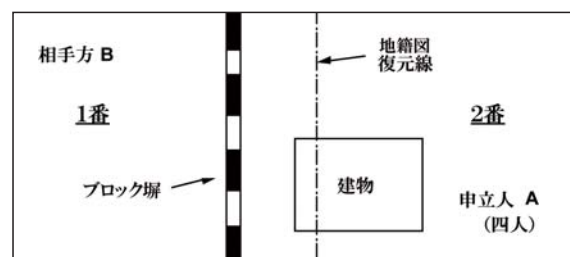
申立人と相手方に対する事前面談が、それぞれ別々に1回ずつ行われた後、当センターで調停手続を開始し、2回の調停により当事者双方が合意に至り、めでたく解決したというものです。この調停が成立したのは当事者自身の「何とか解決したい!」という強い気持ちがあった

からだと思います。また、調停員や協力スタッフ（運営委員）のメンバーに恵まれたことも幸運でした。今では、その場に立ち会えたことに感謝の気持ちで一杯です。

第1回目の調停は、今年の3月に当事者双方が相対して同席にて実施されました。調停員にとっては初めての顔合わせということから、調停員側から、自己紹介・当センター手続概要の内容説明・当事者の本人確認・諸注意事項の説明を行ってから本題に入り、当センターにおける費用説明は、話し合い中に適宜取り入れて行われました。

それでは、実際の事例を下図のとおり簡略単純化して紹介いたします。

申立人はAら（四人）で第1回目の調停にはそのうちの二人が出席、相手方はBです。1番の土地所有者はBで、2番の土地所有者はAらの母親（死亡）となっています。申立地は、昭和38年に国土調査が実施されています。また、1番の土地は平成11年に地積更正登記が嘱託されて、地積測量図が法務局に保管されています。



当事者双方が相対した同席上で、まず申立人Aらから事情聴取。

申立人の土地は、Aらの母親（死亡）が昭和16年に取得してすぐに建物を建築。昭和63年にAらの兄弟がBの父親（死亡）の立会いの下でブロック塀を築造。昭和38年に国土調査が実施されており、Aらの父親（死亡）が立会い確認したとして地籍図が作成されているが、昭和32

年に死亡した父親の境界確認は無効である。また、当時既に建築されていた建物を縦断するような境界確認がなされるはずがない。したがって、国土調査のやり直しと地籍図の訂正を希望する。平成11年の測量については立会いも何もしていないので周知していない。なおAらの生まれ育った住家の範囲だけは自己所有敷地として譲れない旨の主張をした。

引き続き、相手方Bの事情聴取。

ブロック塀工事にBの父親（死亡）が立会ったというが、口調が荒々しく威圧的な態度だったので言いなりになっただけで父親（死亡）は本当に了解していた訳ではなかった。また、当時はブロック塀工事をするのにわざわざ経費をかけて測量まではしていなかったので地籍図の境界線の位置は不明であった。なお、法務局に保管されている地積測量図も地籍図の境界線にて作成されていることから、この境界線が正当な境界ということになるのでブロック塀と建物の越境部分を取壊して撤去してもらいたいと強く主張した。

ここで、調停員は、国土調査における境界の確認方法と地籍図の境界線の意味するところを説明した後、ブロック塀や建物の及ぶ範囲についての取得時効にも軽く触れたうえで、さらなる譲歩を両者に諮った。

Aらは、建物は老朽化しているので取壊しても構わない。建物の現存する敷地部分が残るさえすればその建物端の線までは譲歩してブロック塀も取壊して良い。ただし、自分たちが育った住家の敷地の範囲だけは譲れないとの主張を繰り返した。

Bは、地籍図境界線のもつ意味、取得時効の説明を受けたので、気持ちに多少の変化がうかがえ、地籍図境界線とブロック塀の線との間を7：3の割合で分けて後退するという譲歩にだったら応じて良い旨の供述をした。

この後、話し合いが平行線をたどりそうな雰囲気だったので、弁護士調停員から別席にての調停（コーカス）の提案があり、別々に話（本

音）を聞くことになった。

別席にてAらは、Bの言うとおりの位置で和解してしまうと境界線が建物敷地にかかってしまい、幼少時代の思い出の詰まった住家の敷地範囲が侵害されそうで心配だ。許されるなら問題部分を買取っても良い。できれば、取得時効の件を取り挙げたいのだが、裁判まではしたくない気持ちがあるうえ、先祖をたどれば縁戚関係の間柄なので円満解決を希望する。また、遺産分割をしたいので早く解決したい旨の供述をした。

一方Bは、取得時効の可能性を踏まえて譲歩できないかの提案に、建物がかからない程度までの後退ならとの譲歩を匂わせる。また、問題部分を売買することについては消極的で乗り気ではなかった。

この個別の別席調停を経た後、調停を再開した。

その話し合いの結果、Bの主張を概ね取り入れることになりブロック塀と建物端との間を基本的には7：3の割合の位置に境界線を決めることにして、具体的折衷案については次回話し合うということで合意に達した。そして、建物とブロック塀を取壊してその境界線上に新たにブロック塀を築造設置する事になった。また、構造物配置図の作成を認定調査士に依頼し、作成された図面を基に検討することとし、次回開催日時の約束をして第1回目の調停を終了した。

第2回目の調停は、申立人はAら（四人）と相手方Bの全員が出席し、作成された構造物配置図を基に折衷案の合意を図った後、和解契約書に記載する内容の具体的取り決め事項を話し合っ、すべての協議事項について両当事者が合意に達した。なお、分筆登記・所有権移転登記を実施して権利関係を明確にすることとして後々問題が生じないようにした。そして後日、当事者全員で和解契約書を取り交わして一件落着いたのだった。

調停手続が終盤にさしかかった頃、状況に変化がありました。当事者同士が自発的に話し合

いを始め、和やかな空気が漂い始め、調停員は傍観者と化してしまったのです。別れ際には当事者双方全員が握手をして、当センターに感謝の言葉をかけられました。このときほど目的達成感を感じたことはありませんでした。これは参加者全員が感じたことだと思います。

2回の調停を通して痛感させられたのは、ADRの基本である「傾聴」や「当事者同士の自発的話し合いの助長」ということにあまりに重点を置き過ぎると当事者間の和解への促進がスムーズに行かないということです。調停員側からある程度積極的に折衷案を提供してこそ初めて当センターの目的が果たせるのではないかとまで考えるようになりました。

また、今回は当事者双方が相対し同席にて調停を開始しましたが、話し合いが行き詰まったときに、別席にして両者個別の調停を試みました。そうすることにより多少の歩み寄りが見られたのです。相手の目の前では、本音はなかなか引き出せないもので、話し合いが暗礁に乗り上げたときには充分効果が期待できる手法であることを再認識したところです。

つまるところ、調査士会の相談センターにおいては、専門的知見の提供という観点から考えると、調停員が積極的に解決案を提案し、境界問題を筆界と所有権界の両面から捉えて和解への促進を目指すという姿勢が重要なのではないのでしょうか。何のために調査士と弁護士という境界と法律の専門家が当センターを協同して運営しているのかという原点に立ち返ってみると、自ずから前述のような結論となってくると考えられます。ある意味、アメリカで生まれ育って実践されているADRとは、一線を画して考えなければならないのでしょう。

『境界』に関する問題（悩み）を解決するのは、何といってもお互いの話し合いが一番です。これは、調査士の皆さんが日常業務で痛いほど感じられていることでしょう。その日常業務の延長が、当センターの調停手続だと認識していただけではないのでしょうか。日頃培

われた調査士業務の経験と知識を調停という場でひとつ活かしてみてはいかがでしょうか。調停と言っても何も特別にかしこまるようなことはありません。調査士調停員は二人ですし弁護士調停員も同席ということで心強く感じられ精神的余裕を持って調停に臨むことができます。一人でも多くの会員の皆さんが調停員として臆することなく参加関与され、達成感を体験されることを期待いたしております。

最後に、境界（紛争）問題でお悩みの人がいたら、まずはお互いの話し合いがすべてだと教えてあげてください。それでもだめなときは、当センターでの話し合いを薦めてあげてください。調停・裁判・内容証明送付と短絡的に紹介してしまうと、その時点で宣戦布告したのと同じで、全面戦争となってしまう恐れがあるのです。韓国との竹島問題や中国との尖閣諸島問題と同じなのです。話し合いもしないで、いきなり国際機関に領土確定を提訴したとしても相手はただ反発するだけでしょう・・・

県会レクリエーション報告

平成23年3月5日(土)、日南市飢肥の地に於いて「四半的&グルメツアー」が実施されました。四半的大会、飢肥観光の後、絶品「カツオ炙り重」と美味しいお酒を堪能しました。仕事の話、趣味の話に大いに盛り上がり、会員間の深い親睦を図ることができました。

準備にご苦労いただき、当日誠心誠意の接待をしていただいた日南支部の皆様、大変ご苦労様でした。ありがとうございました。



◀ 四半的



▲ 四半的会場にて記念撮影



◀ 飢肥駅前で記念撮影



カツオ炙り重を堪能中 ▶

新入会員紹介



日向支部 杉山 宏樹

平成21年度の調査士試験に合格し、平成22年12月に日向支部に入会しました杉山宏樹と申します。

私が、土地家屋調査士に興味を持ったのは測量専門学校卒業後、測量会社に入社し外業・内業業務をしていた時でした。業務の幅を広げ、専門知識を増やしたいという思いから、仕事をしながら独学で勉強し、調査士試験を受けました。合格発表の時に自分の受験番号を見つけた時には、奇跡が起きたのかと思うほどうれしかった事を覚えています。

開業するにあたっては、自分が開業してやっていく技量があるのかとても悩みましたが家族や知人の後押しもあり、現在に至ります。開業後すぐに沖縄県で行われた新人研修に参加し、講師として講壇に立たれた九州支部の先生方の豊富な知識と、調査士としての堂々とした姿に感動すると同時に、自分もこんな風になれるのか？と不安にもなりました。

開業してから8ヵ月が経ちますが、お客様等の人に会う事が増え、言葉使いや電話への応対等、日々勉強する事ばかりで毎日が刺激的です。業務に至っては覚えることも沢山あり、分からない事ばかりです。しかし、私には頼りになる先輩方が多くいて、どんな小さな相談にも快く応じてくれる為、本当に心強く思っています。

今後は、土地家屋調査士としての初心を忘れず、目の前にある仕事に誠実に取り組み、より一層努力していきたいと思います。まだまだ駆け出しの私ですが、周囲の方々への感謝の気持ちを忘れずに仕事を続けていきたいと思いますので、今後とも御指導の程、よろしくお願い致します。



都城支部 本村 正博

会員の皆様こんにちは。

今年1月に皆様の仲間に加えていただきました本村 正博と申します。

宜しくお願ひいたします。

月日の経つのは早いもので、土地家屋調査士の受験を初めて4半世紀がたちました。その間、何回かの挫折を繰り返し昨年の暮れによりやく合格通知書が届きました。今振り返ると、当時計算機の持ち込みは許可されず、合わないそろばんに苦戦し、「そろばんの試験じゃないのに」と愚痴をこぼしていた日々が懐かしく思い出されます。

さて、私53歳ではありますが新参者であります。右も左もわかりません。皆様のご指導よろしくお願ひいたします。



小林支部 小堀正太郎

平成23年1月に入会しました小堀正太郎と申します。

大学では工学部に在籍し、土木工学を学びました。他の学生に漏れることなく、遊びとアルバイトに重きを置いた学生生活を送りました。大学2年時には友人数名とアウトドアサークルを設立し、ほんの数回のキャンプ活動と、ボーリング・カラオケにビリヤードといった数え切れないほどのインドア活動を行いました。また、大学で開催されたソフトボール大会に3大会連続で出場するという快挙を成し遂げ(自由参加)、そのチーム名を「(仮)優勝候補」と名付けました。1、2年目は、大会2週間ほど前からソフトボール部よりもハードな練習を行い、大会当日は満身創痍の状態出場するという悪循環で早々と敗退。少し学習した3年目は、ほぼ練習をせず、チーム名の身の丈に合った3位という成績を修めました。

大学卒業後は土木資材商社に入社、技術部に在籍し、主に擁壁の設計業務に従事しました。この間のある正月休みの5日間に7キロ太っ

てしまい、休み前には腹回りに若干の余裕があったスーツのズボンが、休み明けにはノーベルトでもずり落ちないという珍現象が発生しました。

現在は、以前より小林市役所前に事務所を構える叔父と、合同で事務所を構えさせていただき、叔父の指導のもと業務に励む毎日です。

今年は調査士会への入会、そして入籍と、目指していた2つの「入」を達成する事ができました。今年中に何かもう一つ、「入院」以外のもので、「入」のつくものを達成し、「入」の三冠達成を目指したいと思います。

これから、一日でも早く一人前の土地家屋調査士に近づけるよう、知識・技術の向上に努めたいと思います。

よろしく願いいたします。



宮崎支部 野中 威志

はじめまして、今年4月に入会した野中威志と申します。昭和52年11月30日生まれの33歳で、妻と子一人います。

私の趣味は、今はやっていませんが麻雀（下手で点数計算も忘れましたが）で、好きな役は、メンタンピン三色イーペーコーで、苦し紛れの国土無双も好きでした。

事務所は法務局の目の前にあります。

この仕事を知ったのは、父が土地家屋調査士であったこともあり小さい頃から馴染みのある仕事でありました。そして、調査士を目指そうと思い始めたのが20代半ばで、その後横浜のほうで司法書士兼調査士の合同事務所で短い期間ですが補助者として働きながら勉強していました。

小さい頃からテニスをやっていたこともあり体を動かすことは得意なのですが、頭を使うことは苦手で試験勉強は随分苦勞しました。まあなんとか調査士試験に合格し、宮崎に戻ってまいりました。戻ってきからは子供ができ、仕事に育児に慌ただしい生活をおくっております。

開業してから3ヶ月になりますが、まだまだわからないことが多く日々勉強の毎日をおくっています。

実務では同じケースがあまりなく、建物は建物の土地は土地の難しさがあり悪戦苦闘していますが、その分やり甲斐も感じております。まだまだ実務経験が浅く右も左もわからない状態ですが、とにかく一日も早く仕事を覚えられるよう頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



宮崎支部 甲田 俊一

平成23年6月1日付けで入会させていただきました甲田俊一と申します。

開業した喜びとともに、調査士となり自分の名前で仕事をするその責任の重さに対して身の引き締まる思いであります。どうぞ宜しくお願い致します。

自己紹介をさせていただきます。延岡生まれの37歳、妻と小学生の息子が2人おり、趣味の一眼レフカメラで、子供の生き生きとした表情を撮影し癒されております。

測量専門学校を卒業後、測量会社に7年、調査士補助者として6年間学ばせて頂いたことを生かし、今後は研修会など積極的に参加し知識及び技術向上に努め、一日でも早く先輩の皆様に追いつけるよう全力を尽くすつもりであります。

今後とも、ご指導のほど宜しくお願い致します。

会 務 報 告

日 付	曜日	件 名	概 要
1. 4	火	仕事始め、法務局年始挨拶訪問	
1. 11	火	賀詞交換会（民主党県連）	
1. 13	木	第2回全国会長会議（～14日）	
1. 13	木	九B第4回会長会議（東京）（～14日）	蓑原
1. 17	月	賀詞交換会（全日本不動産協会）	鎌田
1. 19	水	第5回法テラス意見交換会	富田、徳田
1. 19	水	登録証交付式	蓑原、本村新入会員、小堀新入会員
1. 28	金	第1回支部長会議	
1. 28	金	第1回社会事業部会議	徳田、成田、谷口
1. 31	月	会報宮崎101号	
2. 5	土	九B第5回会長会議（沖縄）（～7日）	蓑原
2. 5	土	九B新人研修会（沖縄）（～7日）	（研修部長）崎村、（新入会員）岩切、宜野座、杉山
2. 7	月	専門士業団体連絡協議会	鎌田、後藤
2. 11	金	A D R特別研修基礎研修（県調査士会館）（～13日）	宜野座、小堀
2. 14	月	A D R特別研修グループ研修	～3/18までの15時間以上
2. 18	金	第3回A D R運営委員会	
2. 18	金	第2回A D R「相談センター」合同勉強会	
2. 19	土	鹿児島会坂元名誉会長「黄綬褒章」祝賀会	蓑原、児玉
2. 22	火	宮崎財務事務所理財課打ち合わせ	県会自家共済制度の存続について、嶋田
2. 22	火	第2回県会研修会	J A - A Z Mホール
2. 24	木	理事会（第5回）	
2. 28	月	とりがい県議訪問	谷口、湯地
3. 5	土	県会レクリエーション	飢肥（四半的、史跡めぐり）34名参加
3. 7	月	法務局森山総務課長と協議	調査士法施行規則39条の2規定について、松崎、岡本
3. 10	木	とりがい県議、質問書	会長、鎌田、谷口
3. 10	木	14条納品式	蓑原
3. 11	金	東北太平洋沖地震（東日本大震災）	
3. 18	金	第4回A D R運営委員会	
3. 23	水	理事会（第6回）	23年度総会の検討
3. 23	水	第1回選挙管理委員会	委嘱状交付、委員長の選出
3. 25	金	第3回県会研修会	J A - A Z Mホール
3. 28	月	工藤法務局長退任挨拶	鎌田、谷口、児玉
4. 1	金	登記無料相談（～8日）	各調査士事務所
4. 2	土	九B第1回会長会議（～3日）	鎌田
4. 4	月	松岡茂行弁護士会会長挨拶来局	蓑原会長外対応
4. 4	月	藤田進新宮崎地方法務局長挨拶来局	蓑原会長外対応
4. 5	火	常任理事会（第1回）	23年度総会議案書の検討
4. 5	火	財務部会	22年度決算打ち合わせ 嶋田、川島、岡本
4. 17	日	若杉盛二氏出陣式	蓑原会長外
4. 18	月	登録証交付式	蓑原、野中新入会員
4. 22	金	財務部会	22年度決算打ち合わせ 嶋田、川島、岡本
4. 22	金	県会業務、会計監査（22年度）	蓑原、児玉、嶋田／藤井、武藤両監事
4. 23	土	理事会（第1回）	23年度総会議案書の検討決定
5. 24	火	常任理事会（第2回）	23年度総会対応の検討
5. 26	木	宮崎県行政書士会定時総会	蓑原会長出席
5. 27	金	宮崎県社会保険労務士会通常総会	欠席
5. 27	金	定時総会（第56回）	ニューウェルシティ宮崎
5. 28	土	宮崎県司法書士会定時総会	鎌田新会長
6. 3	金	A D R運営委員会（第1回）	運営委員に委嘱状交付、正副センター長重任決定
6. 7	火	登録証交付式	鎌田、甲田新入会員
6. 9	木	理事会（第2回）	総会総括、23年度事業計画担当部長案の決定
6. 11	土	九B第2回会長会議（～12日）	鎌田
6. 15	水	常任理事会（第3回）	平成23年度業務計画具体案の作成他
6. 20	月	A D R福岡勉強会	宜野座、殿所
6. 21	火	日調連定時総会（～22日）	鎌田、谷口
6. 23	木	財務部会	引き継ぎ 後藤、嶋田、川島、岡本
6. 24	金	広報部会（第1回）	会報みやざき102号編集会議、引き継ぎ（都城）
7. 8	金	九B定時総会（～9日）	鎌田、谷口、成田
7. 15	金	公嘱協議会（第1回）	鎌田、谷口、成田、佐藤（守）、殿所
7. 15	金	常任理事会（第4回）	日調連定時総会報告他
7. 16	土	A D R特別研修総合（熊本）（～18日）	宜野座、小堀
7. 20	水	宮崎地方法務局との協議会	鎌田、児玉、谷口、佐藤（守）、井上（洋）、厨子、殿所、宜野座

土地家屋調査士用PR看板について



昨年の総会で紹介のありました、看板が決定いたしましたのでご報告いたします。

デザインについてメールにて会員に募集しましたところ、20案ほどのご提案がありました。大変ありがとうございました。

上記の看板はその20案件の中から会長及び広報部で厳正なる？審査の結果選ばれたデザインです。聞くところによると賞金数百万円があったと聞きます。(あくまで噂です。貰った本人から聞いてください。) 若干のデザインの手直しはさせて頂きましたが、ほぼこれで出来上がってくると思います。金属製で耐候性が高い素材だそうですので、事務所周辺でも設置して頂けると、土地家屋調査士のキャラクターである「地識くん」も喜んでくれる事でしょう。

全会員にお届けできるのは、晩秋の頃を予定しております。皆さんで設置して「地識くん」を積極的にアピールいたしましょう。

..... ≪ 会 員 の 動 き ≫

* 登録事項変更（地名表示変更）

下記の会員は今回の小林市、野尻町の合併に伴う地名表示変更により本籍、住所、事務所のいずれか、若しくは全部が変更となりました。

嶋田 正、嶋田賀久、小堀正己、内村 寛

* 登録事項変更（一般）

年 月 日	氏 名	事 由	変 更 後
23年 4 月26日	福田 明彦	事務所	宮崎市月見ヶ丘 5 丁目19番 6 号
23年 4 月27日	佐藤 満穂	事務所、住所	宮崎市大字本郷北方2984番地 7
23年 4 月29日	川崎 雅人	事務所	串間市大字西方5517番地
23年 4 月27日	池田 良一	事務所	延岡市大瀬町 1 丁目 7 番地 4
23年 4 月28日	岸良 健一	事務所	都城市姫城町11街区27号
		住 所	都城市上水流町1222番地 4
23年 5 月17日	古谷 源治	住 所	宮崎市大字新名爪1430番地13
23年 6 月20日	石山 淳二	本籍、住所	宮崎市清武町新町 2 丁目10番地12
23年 4 月28日	児玉 勝平	法人社員	
23年 4 月28日	栗山 俊治	法人社員	

* 退 会 者

年 月 日	氏 名	支部名	事由
23年 3 月20日	奥 保雄	都城支部	死亡
23年 4 月 8 日	今別府 晃	小林支部	退会
23年 5 月31日	山下 英幸	小林支部	廃業
23年 6 月21日	野村 淳三	宮崎支部	廃業

* 法人入会

年 月 日	法人名	支部名
23年 4 月19日	不動産認証	宮崎支部

* 新入会員



野中 威志 ノナカ タケシ 生年月日 1977年11月30日
 事務所 〒880-0804 宮崎市宮田町11番地19号
 TEL 0985-27-9177 FAX 0985-48-7277 携 帯
 e-mail
 入会年月日 2011年 4 月11日 登録年月日 2011年 4 月11日
 登録番号 777号 公嘱協会 兼 業
 認定年月日 認定番号
 自 宅 〒880-0804 宮崎市宮田町11番地19号
 TEL 0985-26-0329



甲田 俊一 コウダ シュンイチ 生年月日 1974年 7 月13日
 事務所 〒880-0212 宮崎市佐土原町下那珂717番地 8
 TEL 0985-73-7487 FAX 0985-73-7487 携 帯 090-3733-8341
 e-mail kouda@san.bbiq.jp
 入会年月日 2011年 6 月 1 日 登録年月日 2011年 6 月 1 日
 登録番号 778号 公嘱協会 社員 兼 業
 認定年月日 認定番号
 自 宅 〒880-0212 宮崎市佐土原町下那珂717番地 8
 TEL 0985-73-7487

編集後記

前回、10年続けた県会理事を引退？（以前にもやっていた？やらされ？？てた記憶が・・・）したつもりが、ひょんな事からまたもや広報部長をやる事になりました。流れに逆らうとろくな事はないので、力不足なのは周知の事実なのではあるが、今回、編集作業をやらせてもらいました。大体、会報を真面目に目を通す事すらなかった自分が編集をする事に不思議を感じつつ、全ての記事に目を通し編集完了に至りました。いまやネット社会。紙ベースの会報の是非についてそろそろ議論する時期にきているとは常に考えていましたが、いざ自分が編集に携わると、不思議な事に愛着がわいてくるのであります。しかしながら予算的な観点からするとネット会報の方がはるかに早く、安価にできるのは事実。前回の理事会においても、ホームページ（以下略してHP）の充実についての話もありました。まだまだ県会のHPの閲覧数は少なく、会報とHPとの今後の展開をどうやっていくのかは、会員の皆様も考えて頂きたいと思う次第です。

話は飛んで、釣りのお話をばふたつ。

まずは北海道の魚釣りについて。毎年6月と10月に4泊5日程度の釣り遠征をします。世界的にみてもトラウト（鱒類）の魚のクオリティーは非常に高く、大きく数も多い。人口密度が低いというだけの話ではないのである。トラウトの生息する川や湖には当然、ヒグマが生息し、

安易には入れない場所が数多く残っており、そこからの天然のトラウトの供給が行われる事が原因のひとつ。また12月から5月までの極寒の自然の禁漁期間がある事も良い方向に作用している。狭い国土で魚釣りをするには自分で全体の魚の量を把握し、魚に遊ばせて頂いている事に感謝する事が大事であり、年を重ねる度に、釣る魚は少なくなり、しかし放流事業に時間を割く事が多くなっていく。

最後にトカラ列島の話。奄美の北西に位置するトカラ列島は、交通の便が非常に悪く、しかし黒潮の中に位置するために、魚の宝庫である。透明度は驚くほど高く、魚に至っては数10キロのサイズの魚が堤防から普通に釣れる。これまた世界的にみてもトップクラスの海域なのである。50キロ以上のサイズが6月には数多く堤防から釣れ、鮫なんかは数100キロというサイズが食いついてきたりもする。まさに別世界なのである。今年も5月から7月にかけて4回もフェリーに揺られ遊びに行ってきた。行く度に発見があり、50を過ぎた現在でも童心に返れる不思議な島々なのである。北と南で遊び、ここ都城にいる時は「ふぬけ」なのであります。

ありゃりゃ！ 釣りの話になると時間を忘れる。ここいらでお暇（おいとま）しなきゃ！！

今回は年明けです。また釣りの話をしよっと。天然ボケ さかなや でした。



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

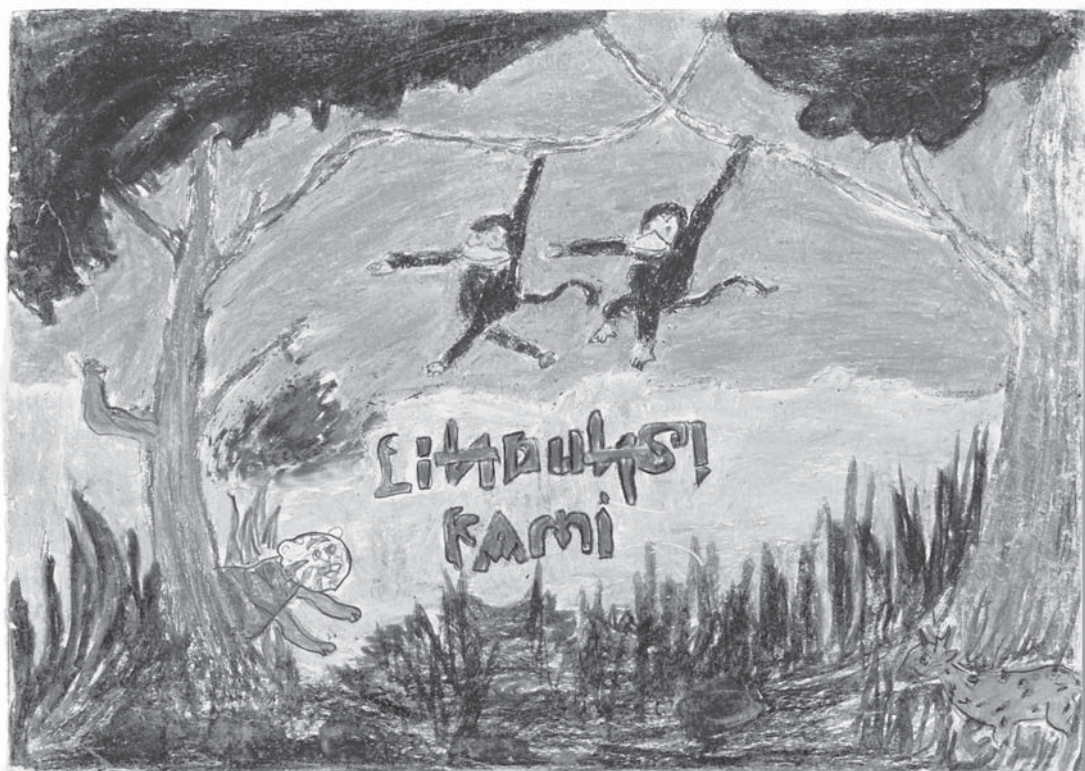
タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

T E L 28 — 4353

F A X 31 — 1430

森が戻ってきた。
鳥や虫や動物が戻ってきた。
みんなに笑顔が、戻ってきた。



再生プロジェクトを行っているバリヤン地区の小学校の児童から贈られた絵。
「わたしたちを守って!」という動物たちのメッセージをこめて、描いてくれました。



インドネシア熱帯林の再生プロジェクト

きっかけは、私たちが毎日使っている紙の原料となる木材を少しでも地球に返したいという思い。

たくさんの生き物が暮らす森を取り戻すことで地球温暖化を防ぎ、生物多様性を守ること。

そして、地元の人々の生活を助けること。

地元の子どもたちの明るい笑顔を力にして

私たちは これからも、未来を育む活動をつづけていきます。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上火災保険株式会社 www.ms-ins.com

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1 か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1 年)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

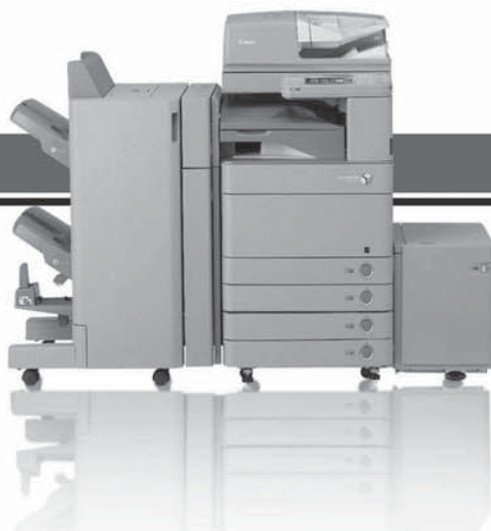
FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。

URL : <http://www.kuroki-s-h.com>

Canon

imageRUNNER
ADVANCE
C5051/C5045
C5035/C5030



imageRUNNER
ADVANCE

User-Centric

マシン品質から、ユーザー品質へ。

imageRUNNER ADVANCE special site

環境配慮
Environment

いまや欠かすことのできない、
環境配慮への取り組みを加速しています。

imageRUNNER ADVANCEは、
製造、物流、廃棄といった製品の
ライフサイクル全体を視野に入れ、
環境配慮を促進したオフィス設備です。
その重要なテーマとして、「省資源」や
「地球温暖化防止と省エネルギー」などを掲げ、
CO₂の削減や節電、バイオマスプラスチックの採用
などに積極的に取り組んできました。
特定化学物質に対しても厳しい自主基準を作成し、
お客様が安心してお使いいただける製品を
提供しています。



ユニバーサルデザイン
Universal Design

すべての人にとっての使いやすさへ、
幅広くアプローチしています。

「できること」を増やし、
「できること」のレベルを高めるだけでは、
ビジネスで成果を創出することはできません。
imageRUNNER ADVANCEは、
顧客の課題性から、機操作性、メンテナンスにいたるまで、
さまざまなユーザー視点から使いやすさを追求、
つなげてきた技術を
「ユニバーサルデザイン」のために磨きました。
技術が使う人に寄りそうような、
機操作性の新しい進化をお届けします。

① 大型商品パネル ② タルト機構
③ カラーユニバーサル
デザイン機能 ④ ユーザービタミー



オフィスのトータルプランナー
複写機・OA機器の保守販売



東洋事務器株式会社
ToYo Office Supplies Corporation

〒880-0844

宮崎市柳丸町158番地

TEL 0985-25-8870 FAX 0985-25-3298

<http://www.toyojimuki.co.jp>

〒880-1102

東諸県郡国富町宮王丸370番地

TEL 0985-75-2928 FAX 0985-75-4739

info@toyojimuki.co.jp

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本 社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>

揃えておきたい！ 好評実務書籍



類似の事案を考察するための基本解説書。

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 編著

B5判 284頁 定価2,940円(税込) 平成22年11月刊

- 主要資料を的確に読み解いた、「参考となる」24事例を厳選。
- 「概要」→「申請人及び関係人の主張（並びにその根拠）」→「筆界の検討」→「結論」の流れに沿って解説。
- 資料を確実に理解し、整理するための専門的知識を総論で紹介。



Q&A形式で実務を網羅。登記実務のエキスパートが解説。

新版 Q&A
表示に関する
登記の実務全5巻
＋
特別編

中村 隆・中込 敏久 監修 荒堀 稔穂 編集代表

- 多種多様な土地・建物の登記について具体的に解説
現場での疑問・実例が満載。根拠条文・先例・判例と関連付け、具体的に解答を提示。
- 不動産登記法の改正に完全対応
前版の内容を全面的に見直し、新規設問を追加。
- 充実した索引で実務に最適
事項索引、法令・先例・判例索引を収録。

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記
A5判 560頁 定価4,935円(税込)
平成19年1月刊

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正
A5判 562頁 定価5,040円(税込)
平成19年5月刊

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記
A5判 500頁 定価4,725円(税込)
平成19年11月刊

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記
A5判 504頁 定価4,725円(税込)
平成20年5月刊

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の滅失の登記、建物図面関係
A5判 640頁 定価5,775円(税込)
平成20年12月刊

特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説
筆界特定実務研究会 編著
A5判 672頁 定価5,880円(税込)
平成20年1月刊



図表、イラストを豊富に使った、基礎を築くための教科書。

第2版 絵で見る 地籍測量

國見利夫・米沢武次・宮口誠司 著

A5判変形 192頁 定価4,095円(税込) 平成23年6月刊

- 新しい測量法（ネットワーク型RTK-GPS法、デジタル方位距離計法、単点観測法など）に対応。



基礎からその成果の管理に至るまで、初任者にもわかりやすいよう解説。

平成22年改正「準則」準拠 地籍測量

國見利夫 著

A5判 340頁 定価2,940円(税込) 平成23年1月刊

- 図表、地図、写真、イラストを豊富に使用。
- 地籍測量・地籍調査・筆界確認調査のエキスパートが執筆。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 詳しい情報は当社ホームページで！
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>



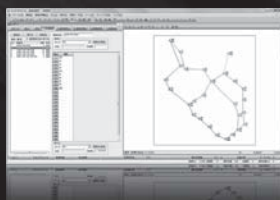
さらに洗練されたユーザビリティ。 BLUETREND XA 2012 新登場。

BLUETREND

測量計算CADシステム[ブルートレンド エグザ]

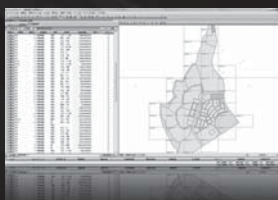


NEW!
2012



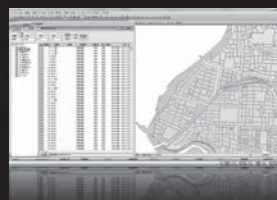
土地家屋調査士業務支援の強化!

- 各階平面図での大規模マンション対応
- 14条地図作成業務対応
- 不動産調査報告書作成支援機能強化



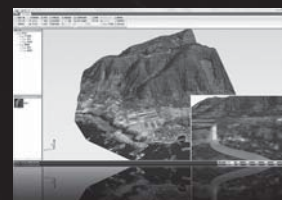
測量設計業務支援の強化!

- CADの描画スピードを大幅向上
- 準則改正に伴う各帳票類の対応
- 地籍調査作業規程運用基準改正への対応



ユーザビリティの向上!

- 現場管理機能の充実と、切り離し合成機能強化
- バックアップ機能強化で指定の状態に復帰可能
- 見えるメモリ消費量で作業の最適化が可能



待望の「不動産調査報告書作成プログラム」を新たにラインナップ! (オプション)

TREND REG/C 2012
土地家屋調査士事務支援システム[トレンドレジック]

手間のかかる不動産調査報告書作成作業を時短・省力化!

登記情報提供サービスからの取得情報や「BLUETREND XA」の測量情報の活用をはじめ、様々な入力補助機能を搭載しています。また、写真の編集や管理も可能となっており、調査書を効率的に作成できます。調査書はEXCEL、PDF形式にて出力が可能です。

福井コンピュータ株式会社

■宮崎出張所 / 〒880-0845宮崎市新城町24-1アーバンコート1番館 TEL.0985-24-3200・FAX.0985-24-3260
■本社 / 福井市高木中央1-2501 TEL.0776-53-9200・FAX.0776-53-9201

札幌・青森・盛岡・仙台・郡山・長野・新潟・埼玉・高崎・宇都宮・水戸・千葉・東京・立川・横浜・静岡・名古屋・岐阜・富山・福井・京都・大阪・阪和・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

公式ホームページにて、製品紹介の動画をご覧いただけます。

福井コンピュータ

検索

www.fukuicompu.co.jp